



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社あみやき亭
代表者名 代表取締役社長 佐藤 啓介
(コード：2753、東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 千々和 康
(TEL:0568-32-8800)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施及び単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部を変更することについては、平成 25 年 6 月 12 日開催予定の第 18 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : 68,488 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 6,780,312 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : 6,848,800 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : 14,400,000 株 |

3. 日 程

- (1) 基 準 日 公 告 平成 25 年 9 月 13 日 (金)
- (2) 基 準 日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)
- (3) 効 力 発 生 日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効 力 発 生 日 平成 25 年 10 月 1 日

(ご参考) 平成 25 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所・名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式分割の割合勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株にするため、第 7 条 (単元株式数) を新設するものであります。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設するものであります。
- ④第 7 条乃至第 8 条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。
- ⑤現行定款第 6 条変更並びに第 7 条乃至第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、 144,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第7条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、 <u>14,400,000株</u>とする</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>（単元未満株式についての権利）</p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第39条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>第1条 <u>第6条の変更および第7条乃至第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げ効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>本条の規定は、平成25年10月1日をもってこれを削除する。</u></p>

6. 配当予想の修正の内容

当社普通株式1株を100株に分割することに伴い、株式分割後となる平成26年3月期の期末配当予想につきまして、以下の通り修正いたします。

なお、詳細につきましては、別途本日公表の「剰余金の配当並びに平成26年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご確認ください。

基準日	1株当たり配当金(円)		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想	1,800円00銭	1,800円00銭	3,600円00銭
今回修正予想	2,000円00銭	20円00銭	2,020円00銭
前期実績(平成25年3月期)	1,800円00銭	2,000円00銭	3,800円00銭

※平成26年3月期における1株当りの年間配当金は、分割を考慮しなければ実質4,000円となります。

7. その他

株主優待につきましては、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有株式数に応じて、毎年1回「株主優待券」を発行いたしておりますが、「2. 株式の分割」の効力発生日をもって、発行基準を以下の通り変更いたします。

なお、実質的な発行基準に変更はありません。

<現行>

所有株式数	優待券発行数	お米引換え
1株	3,000円(1,000円×3枚)	お米引換えなし
2株	6,000円(1,000円×6枚)	お米引換えなし
3~4株	一律10,000円(1,000円×10枚)	全部引換で5Kg
5株以上	一律15,000円(1,000円×15枚)	全部引換で7.5Kg

<変更後>

所有株式数	優待券発行数	お米引換え
100株	3,000円(1,000円×3枚)	お米引換えなし
200株	6,000円(1,000円×6枚)	お米引換えなし
300~400株	一律10,000円(1,000円×10枚)	全部引換で5Kg
500株以上	一律15,000円(1,000円×15枚)	全部引換で7.5Kg

以上